

神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業実施要領

(事業の目的)

第1条 神戸市の施策として、昭和54年から神戸市内でワイン専用ブドウが生産されているが、近年、生産者の高齢化や改植などの課題が生じつつある。一方、生産者の所得向上の点からも、品質向上が望まれる。本事業は、ふるさと納税を活用することで多くの方にワイン専用ブドウの支援に関わってもらい、上記の課題解決とブドウの品質向上を目的とする。

2 農漁業者や食関連事業者、一般市民が「神戸の農漁業や食」に対する意識を高め、地産地消を推進し、神戸ワインの原材料であるブドウの品質向上により、世界への神戸ブランドの発信を支援するものである。

(本要領の目的)

第2条 この要領は、神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第3条 神戸産ワイン専用ブドウの品質向上に資する事業のうち、次に掲げる経費の一部を補助する。

- (1) 試験研究費（種苗の導入、研究機関への委託、分析診断費等）
- (2) 事例調査費（先進地の調査等）
- (3) 技術習得費（専門家への謝礼、研修費等）
- (4) 設備導入費（農機具、簡易な設備、農業資材の導入費等）

2 ただし、旅費、宿泊費、飲食費、直接人件費、その他市長が適切でないと認める経費は対象外とする。

(事業実施の要件)

第4条 補助金交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすもの又は特に市長が認めるものとする。

- (1) 神戸市内でワイン専用ブドウを生産している農業者が加入する法人、または複数の法人で構成される協議会・任意団体等。
- (2) 神戸市内で醸造されるワインの原材料として生産したワイン専用ブドウを提供していること。

(補助率)

第5条 本事業は、ふるさと納税による寄付金を充当する。なお、予算額を超えるふるさと

- 納税による寄付があった場合には、その寄付金額を上限に事業を実施することとする。
- 2 補助率は、事業に要する経費の 50%以内の額とし、予算の範囲内で補助金を交付することができる。
 - 3 補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助対象者の決定)

第6条 市長は、別に定める「神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業公募要領」に基づき補助対象者となる事業者を公募して、次の書類により採択の可否を決定するものとする。

- (1) 神戸産ワイン専用ブドウ生産支援事業応募申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体概要書（様式第4号）

- 2 年度内に、同一の事業主体が当該事業へ複数回申請することを妨げないものとする。

(事業の実施)

第7条 市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

- 2 前条により事業採択された団体（以下、補助事業者）は、期日までに次の書類を市長に提出しなければならない。なお、当該申請様式は、経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱第8条の規定による申請内容の変更があった場合に準用する。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則 この要領は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年1月15日から施行する。

附 則 この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和6年2月5日から施行する。